



国分寺市監委告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、令和元年度第2回定期監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年12月25日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 橋 良 子

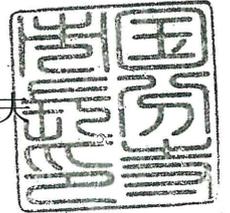


国政情収第 1590 号  
令和 2 年 12 月 22 日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良 様  
高 橋 良 子 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



令和元年度第 2 回定期監査結果報告書の提出について（報告）

令和 2 年 3 月 25 日 付け国監発第 48 号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

# 令和元年度第2回定期監査の結果に関する報告書

## (建設環境部)

### 1 文書事務について

文書の收受に当たっての回付又は事務執行に当たっての起案及び決裁を行っていないもの、定められている決裁者区分に基づいた決裁が行われていないもの、文書管理システムを用いず起案及び決裁を行っているもの等、文書事務において適正性を欠いているものが見受けられた。今後点検を行い、国分寺市文書管理規則、同規程及び国分寺市事務決裁規程に基づき、適正に処理されたい。

#### (措置内容) 建設事業課

財産価格審議会会議録について、財産価格審議会条例施行規則に基づき作成し、会長決裁を受けるよう改めました。

その他、文書の收受・起案・決裁につきましては、国分寺市文書管理規則、同規程及び国分寺市事務決裁規程に基づき、適正に処理するよう改めました。

#### (措置内容) 交通対策課

自転車駐車場定期使用取消し兼使用料返還申請書に收受印を押していないことについて、指定管理者より月単位で提出される当該申請書について、鑑文を併せて提出することとし、当該鑑文に收受印を押印することに改めました。

返還金申請書と請求書の両方に口座情報を記載していただいていることについて、様式を改正し、請求書のみにも口座情報を記載していただくよう

改めました。

自転車駐車場使用料減免の決裁を課長決裁としていることについて、国分寺市事務決裁規程に基づき、決裁権者を部長へ改めました。

自転車等の撤去・保管料の免除に係り、自転車等保管所管理委託事業者へその承認決定までも委託していたことについて、市において国分寺市事務決裁規定に基づく部長決裁にて承認決定とし、免除承認通知書を郵送することに改めました。

#### (措置内容) 下水道課

文書の收受等の一部で申請件数が多いため、文書管理システムを用いず紙決裁で対応していたものについて、情報管理課に相談の上、月毎にまとめ文書管理システムで適正に処理しています。

#### (措置内容) ごみ減量推進課

廃棄物減量等推進委員会委員の委嘱に係る起案について、国分寺市文書管理規則、国分寺市文書管理規程及び国分寺市個人情報保護条例、国分寺市長が管理する個人情報の保護に関する規則に基づき、保存年限と公開の項目を正確に判断し、文書事務処理を行うように改めました。

生ごみたい肥化事業に係る文書取扱い事務について、国分寺市文書管理規則、国分寺市文書管理規程に基づき、電子での回付起案等の文書取扱い事務を行うように改めました。

## 2 公印管理について

備品登録がされていない公印及び例規等の規定にない公印が確認され

た。それぞれの公印の使用状況等を点検し、適正に管理されたい。

#### (措置内容) 交通対策課

ご指摘いただきました国分寺市交通安全対策協議会会長印につきましては、他部署所管の類似する附属機関において会長印がないことや、会長より市民に向け発出する文書が無い等の使用状況に鑑み、当該会長印は廃止といたしました。

#### (措置内容) 緑と建築課

備品登録せず例規等に規定しないで使用していた「国分寺市緑化推進協議会長印」と備品登録しているが例規等に規定していない「国分寺市湧水等保全審議会会長之印」がありました。

どちらも備品登録し、例規の規定を設けて、公印とすることを検討していましたが、令和2年11月17日付けで政策部より示された「押印の見直し方針」に基づき、廃止していく方向で検討しています。

### 3 備品管理について

実際には廃棄されているが、備品一覧では存在することとなっているものが見受けられた。国分寺市物品管理規則に基づき適正に処理されたい。

#### (措置内容) 道路管理課

二重に備品登録されていた為、備品台帳を訂正し適正管理を図っていきよう改めました。

#### 4 道路占用料の徴収について

納入期限を過ぎた道路占用料に関して、督促等の手続きが国分寺市道路占用料等徴収条例に定められている方法で行われていなかった。同条例の規定に基づき適正な執行に対応されたい。

##### (措置内容) 道路管理課

督促を行う前に口頭にて納付をお願いしており、速やかな納付意思が確認できた為、督促状を発送しておりませんでした。今後は条例に基づき適切な事務執行を図っていくよう改めました。

#### 5 収入事務について

公共下水道台帳に関する公簿の写し及び証明の交付に当たっては、交付申請者に一定額を負担させ、雑入として収入していたが、負担金額等について根拠となる規定が不明確であった。今後、条例等の適用について検討し、根拠等を整理されたい。

##### (措置内容) 下水道課

公共下水道台帳に関する収入科目については、確認を行い雑入から手数料に改めています。

証明書については、年に数件、徴収猶予をしている受益者負担金の額についてのものであり、これまで市長決裁により証明書を交付してきましたが、受益者負担金の申請書・台帳等が整備されていることから、必要に応じて情報公開請求をしていただくことに改めています。

## 6 収入事務について

塵芥処理手数料に係る事務において、収入の突合事務を怠っているものが認められた。また、書類の管理においても不十分な点が見受けられた。手数料は行政サービスに係る費用の一部を市民に負担して頂いているものであり、その収入事務は細心の注意を払って適正にされる必要がある。今後事務改善に取り組み、収入事務及び書類の管理を適正かつ正確に行われたい。

### (措置内容) 環境対策課

各月の実績と処理手数料の突合については、エクセルシートにより、複数人による事務手数料額及び調定額の突合を行い、販売店からの請求金額等の間違いについては、速やかに連絡をし、差換え又は修正をしています。

また、実績報告書、納付書、請求書は、通番管理を行い、それぞれバインダーにおいて保管を行っています。

今後は、現在の処理券の預け入れ方式の手法では、販売店も担当者も事務手続が煩雑であり間違えも多いため、粗大ごみ処理券についても、家庭ごみ指定収集袋と同様に、事業者の意向調査を行ったうえで、買い取り方式への変更を検討してまいります。

## 7 廃棄物処理手数料減免に係る文書取扱い事務について

本手数料減免に当たって、国分寺市文書管理規程等に基づいた回付、起案及び決裁の文書事務が行われていないことを確認した。今後は市民の利便性を保持しつつ、文書管理規則、同規程及び国分寺市事務決裁規程に基

づき適正に処理されたい。

**(措置内容) 環境対策課**

国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例第 45 条及び同施行規則第 22 条に規定する、家庭ごみ指定収集袋手数料の減免対象世帯（約 5,000 世帯，基準日毎年 4 月 1 日）及び，国分寺市事業系廃棄物処理手数料減免規則に規定する事業系ごみ指定収集袋の減免対象者（約 70 事業者，基準日毎年 7 月 1 日）の交付に係る文書事務のうち，1 年分の指定収集袋を交付する事務については，一括で対象者リストの部長決裁を事前に受けるよう改めました。